

令和6年度住民税「非課税」世帯を対象 物価高騰対応重点支援給付金(3万円/世帯)

長岡市は、物価高による生活を支援するため、国の交付金事業により、次の全てに該当する世帯を対象に、物価高騰対応重点支援給付金として、1世帯あたり3万円を世帯主に支給します。

- ① 令和6年12月13日(基準日)時点で長岡市の住民基本台帳に記録されている。
- ② 次のア・イのいずれかに該当する。
 - ア 世帯全員の令和6年度の住民税が「非課税」となっている。
(世帯内に令和6年度の住民税「均等割」を課されている人がいない)
 - イ 基準日時点で、世帯全員が長岡市社会福祉事務所による生活保護を受給している。

※ **ただし、下記のいずれかに該当する場合は対象外です。**

世帯全員が令和6年度の住民税課税者に扶養されている世帯
(ただし、基準日以前に扶養主である住民税課税者が死亡している場合は、支給対象になります)

租税条約による免除の適用の届出によって、令和6年度住民税均等割を課されていない人がいる世帯
(ただし、免除が適用されている人で、収入等が住民税の非課税相当であれば、支給対象になります)

他の市区町村から令和6年度住民税非課税世帯を対象とする同様な給付金(3万円/世帯)を受給している世帯

令和6年度住民税「非課税」世帯を対象 物価高騰対応重点支援給付金 こども加算(2万円/児童)

長岡市は、物価高による生活を支援するため、国の交付金事業により、次の全てに該当する世帯を対象に、物価高騰対応重点支援給付金のこども加算として、対象児童1人あたり2万円を世帯主に支給します。

- ① 『物価高騰対応重点支援給付金』(3万円/世帯、令和6年度住民税「非課税」世帯を対象)の支給対象に該当する。
 - ② 世帯員に18歳以下(平成18年4月2日から令和7年7月31日生まれ)の児童がいる。
(施設入所中の児童は原則対象外)
- ▶ 令和6年12月13日(基準日)時点の世帯に対象児童がいる場合
対象児童の人数に基づき支給額を算定し、下に記載している「**支給のお知らせ**」、または、**支給要件「確認書**」に基づく支給の対象としています。
- ▶ 令和6年12月14日から令和7年7月31日までに生まれた児童のこども加算について別に、「**申請書**」による手続きが必要となります。→ 裏面をご覧ください。

手続き「**支給のお知らせ**」または **支給要件「確認書**」または「**申請書**」のいずれか

支給のお知らせ が届いた世帯	支給要件「確認書」 が届いた世帯	申請書の提出が 必要となる場合
<ul style="list-style-type: none"> ● 原則、手続きは不要です。 ● お知らせに記載している支給口座、支給日に振り込みます。 ● 同封の文書を確認いただき、以下に該当する場合には 令和7年3月24日(月)までに市給付金専用コールセンターにご連絡ください。 ・支給口座を変更したい ・税変更等により対象世帯に該当しない ・受給を辞退したい 	<ul style="list-style-type: none"> ● 同封の記入例をお読みになり、「確認書」に記入等してください。 ● 同封の返信用封筒に「確認書」と必要書類を入れ、郵便で返送してください。 提出期限 令和7年7月31日(木) (当日消印有効) ● 提出書類に不備等が無い場合、市が「確認書」を受取した日から約3週間後を目安に振り込みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別な状況(DV避難、扶養主との離婚等)にある世帯は、給付金の対象となる場合があります。 ● 具体的な事例は、裏面をご覧ください。 ● 該当する場合は、「申請書」の提出が必要です。 詳しくは、市給付金専用コールセンターにご連絡ください。

申請書の提出が必要となる場合

- ・ 以下の状況にあてはまり、物価高騰対応重点支援給付金（3万円／世帯）、こども加算（2万円／児童）の支給対象の要件を満たす場合は、給付金の対象となる可能性があります。
- ・ 該当すると思われる場合は、市給付金専用コールセンターにお問い合わせください。

※ いずれの場合も、その他扶養状況等に応じて判断されるため、支給の対象世帯となることを確約するものではありません。

	<p>【1】 令和6年度住民税において、世帯全員が非課税であり、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けているが、令和6年12月13日（基準日）以前に扶養主（令和6年度住民税が課されている他の親族、元配偶者等）と死別・離婚等している場合</p> <p>【2】 基準日以前の日付に遡って住民登録の異動手続きをしたことにより、世帯全員が基準日時点で長岡市に住民登録があり、かつ、令和6年度住民税非課税の世帯となった場合</p> <p>【3】 住民税の修正申告などにより、世帯全員が令和6年度住民税非課税の世帯となった場合</p> <p>【4】 令和6年12月14日以降に離婚し、子どもを伴う別世帯（世帯主）となり、世帯全員が令和6年度住民税非課税の場合</p> <p>【5】 配偶者からの暴力(DV)等を理由に避難しており、DV等避難中であることを書面で確認することができ、かつ、基準日時点で長岡市内に居住しており、世帯全員が令和6年度住民税非課税の場合 ※ 詳しくは、市ホームページに掲載している「DV等避難中の方」向けのリーフレットをご覧ください。</p>
	<p>【6】 こども加算 上記【1】から【5】のいずれかに該当し、こども加算の支給対象となる児童がいる世帯</p>
	<p>【7】 こども加算 「物価高騰対応重点支援給付金（3万円／世帯）」の対象世帯のうち、世帯員に令和6年12月14日から令和7年7月31日までに生まれた児童がいる世帯 ※ 当該対象児童のこども加算に関する申請書の提出期限：令和7年8月15日（金）（当日消印有効）</p>
	<p>【8】 こども加算 「物価高騰対応重点支援給付金（3万円／世帯）」の対象世帯のうち、<u>通学等で寮に入っている場合等、同一世帯ではないが生計が同一である18歳以下（平成18年4月2日生まれ以降）の児童がいる世帯</u> ※ 当該児童の世帯に、こども加算の支給対象となる世帯主がない場合に限りです。 ※ 「申請書」と併せて、「扶養（生計同一）申立書」の提出が必要です。</p>
手続き	<p>【1】 市ホームページに掲載している「申請書」等を印刷し、記入してください。 （印刷できない場合：市給付金専用コールセンターに連絡し、取り寄せてください） ▶▶ 「記入例」を確認しながら「申請書」を記入 ▶▶ 上記【8】 こども加算 の場合、「扶養（生計同一）申立書」を記入</p> <p>【2】 「申請書」裏面の下部に記載している「提出書類」を忘れずに用意してください。 ▶▶ 上記【1】 離婚、【4】 の場合、離婚した事実を確認できる書類（戸籍謄本等）の写しが必要</p> <p>【3】 記入・用意した書類を郵便で提出してください。 ▶▶ 提出先：〒940-8501 長岡市大手通1-4-10 長岡市役所 非課税世帯等臨時特別給付金室</p>
提出期限	<p>令和7年7月31日（木）（当日消印有効） ※ 令和6年12月14日から令和7年7月31日生まれの児童のこども加算（上記【7】 こども加算）に限り、令和7年8月15日（金）（当日消印有効）</p>

お問い合わせ

長岡市給付金専用コールセンター ☎0258-39-2347

受付時間 平日8:30～17:15(市役所窓口も同じ受付日・時間となります)

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！ 

自宅や職場などに、都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。